

四日市市立小中学校施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問回答集

平成15年8月26日

四日市市

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
1.			要求水準書(案)とありますが、要求水準書はいつ公表される予定ですか。	第二次募集要項と同時に公表いたします。
2.			「要求水準書(案)」とありますが、プロポーザルの応募にあたり、「要求水準書」は、別途配布されると考えてよろしいでしょうか。もしくは「要求水準書(案)」を「要求水準書」と読み替えてよろしいでしょうか。お示し下さい。	回答1を参照してください。
3.	P2 3(3)	総則	「防災拠点」とは市側ではどのような機能を具備したものか、物的・人的な最低具備条件などはございますか。	あくまでも一次避難場所の位置づけであり、特に具備すべき条件はありません。
4.	P2 3(3)	総則	文章中に「景観や町並みの形成に貢献することの出来る施設」とは具体的にご教示下さい。	市景観条例を逸脱しない範囲と考えております。
5.	P3 2	敷地の現況	「橋北中学校においては、現施設敷地内に、都市計画道路の計画がある。」とのことですが、その状況と基本的な計画道路と周囲の関係についてご提示ください。	計画概要は現時点では未定です。
6.	P3 2	敷地の現況	橋北中学校に計画されている都市計画道路の計画概要(敷地との関連、工事時期等)についてご教示ください。また、この計画道路によって、校舎が建築基準法等の既存不適格とはならないと考えてよろしいでしょうか。	回答5を参照してください。また、既存不適格にはなりません。
7.	P3 2	整備対象施設の位置・敷地条件等	橋北中学校の敷地の一部を通る計画道路の施工時期が、本事業の施工時期と重複することは無いと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
8.	P3 2～3	敷地及び整備対象施設の現況	敷地の区画・既存建物・既存工作物・既存樹木・地盤高さ等が明記された測量図をお示しください。	詳細な測量図はございません。資料から読み取っていただくことを考えております。
9.	P4 2	企画・設計業務範囲	まちづくりの核としての機能を有する、学校施設以外の新たな施設併設提案は可能でしょうか。公共施設、民間施設それぞれの場合について、ご回答願います。	学校施設以外の用途の併設は考えておりません。
10.	P4 2	企画・設計業務範囲	「柔軟性を持たせた建物構造」とは具体的にどのようなものをお考えか、ご教示下さい。	児童生徒の推移によるクラスの増減にも柔軟に対応できるような構造計画、設置計画を想定しております。
11.	P5 4(6)	設計変更について	市は、工期の変更を伴うような設計変更要求は行なわないとの解釈で宜しいのでしょうか。また、工期の変更が伴うかどうかの判断基準あるいは判断方法についてお示しください。	平成15年8月19日公表の特定事業仮契約書(案)約款第14条を参照してください。
12.	P5 4(6)	設計変更について	追加的な費用が発生する場合の費用負担者は、事業契約書に定める、とされています。事業契約書(案)が公表されていないのですが、当該契約では、原則、その変更を要求した者の負担となるとの理解でよろしいですか。	回答11を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
13.	P6 5(1)オ	設計にあたっての留意事項	「仕様書等の最新版」とは平成16年5月、事業者との仮契約締結時の「版」と考えてよろしいですか。	現時点(平成15年現在)と考えております。契約締結後に発行される最新版の内容が、著しく改定されたときには、選択の是非を協議により決定したいと考えております。
14.	P8 6(1)ア	施設構成及び配置	本整備事業において、正門(主たる玄関)を既設正門と異なる位置に計画することは可能でしょうか。また、敷地への出入り口(門)を新たに設けることは可能でしょうか。	どちらも可能です。
15.	P8 6(2)オ	インフラ設備との接続(電力)	「予備電源の採用は、応募者の提案による。」とありますが、学校が独自に整備する機器で、常時電源が必要なものには何がありますか。また、それに必要な電気容量はどれくらいになりますか。現在想定できるものをご明示願います。	特に学校施設として、必要となる設備はありません。
16.	P8 6(2)オ	インフラ設備との接続(電力)	予備電源の採用・不採用は評価の対象にならないと理解して宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
17.	P9 6(2)カ	インフラ設備との接続(電話)	電話について、配線までの提案か、または電話設備までの提案かご明示下さい。	電話設備については、機器までの提案を考えております。
18.	P9 6(3)	設備計画	電気設備・機械設備等の将来における増設及び改修に関し、具体的な計画はありますか。もし有ればご明示願います。	特にありません。
19.	P9 6(3)	設備計画	将来における増設及び改修が予想されている設備についてですが、現時点で予定している内容は「資料13 必要機能・什器備品等リスト」の印のもの以外はないと考えて宜しいでしょうか。また、その将来の増設及び改修費用については応募価額に含まないと考えて宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
20.	P9 6(3)ア(1)a	電灯設備	教室等全ての部屋の照明を一括管理するのでしょうか	改築部分は、一括管理で考えております。それ以上の考え方については事業者の提案によります。
21.	P9 6(3)ア(1)b	校内情報通信設備	ネットワーク対象は「資料12 整備対象施設の要求諸室」に記載ありますが、各室の必要数を明示願います。(図書室、職員室、CPU室)	各室にそれぞれ2箇所ずつ情報コンセントを設置し、市の設置する端末への繋ぎ込みまでを事業範囲とします。詳細は第2次募集要項発表時に示します。
22.	P9 6(3)ア(1)b	校内情報通信設備	「LANの導入が可能のように、配管配線工事を行う。・・・配線交換の容易な設備を設置すること。」とは、どのような設備を考慮するのか、ご提示ください。(配管配線のみと考えられますが)	将来的に配線引替えが容易な可能な配管を考えております。(光ファイバーケーブルの取り回しが可能なこと。)なお、配線に関しては回答21を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
23.	P9 6 (3)ア(1)b	校内情報通信設備	LAN 導入が可能のように、配管配線工事を行うとありますが、事業契約期間中事業主は、この状況を維持すると言う理解でよろしいのですか。つまり、LAN 部材メーカーが定める耐用年数を超える（一般的には15年程度）LAN ケーブル等はネットワークでの利用の有無に関わらず更新していかなければならないのでしょうか。この場合、更新或いは大規模修繕になるのでしょうか。また、導入当初想定した機能が維持できる状況での継続設置・使用は認められるのでしょうか。	ご質問のとおりです。また、配線は更新と考えております。なお、資料13のLAN設備のうち、印は配管までとします。
24.	P9 6 (3)ア(1)b	校内情報通信設備	ネットワーク対象室が資料12によるとありますが、資料13と読み替えて宜しいですか。	ご質問のとおりです。
25.	P10 6 (3)ア(1)d	テレビ共同受信設備	テレビの設置を行う部屋は資料12によるとありますが、資料13と読み替え、TVハンガーと記入ある室を最低限の設置室として宜しいですか。	資料13です。また、テレビ設置は、TVハンガーと記入がある諸室以外は、管理諸室を考えております。
26.	P10 6 (3)ア(1)e	誘導支援設備	異常発報は、職員室と事業者事務室両方と考えるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
27.	P11 6 (3)ア(1)f	監視カメラ設備	監視カメラは新設であり、既存利用及び移設はないとの理解で宜しいでしょうか。	全て新設と考えております。なお、既存3校（計16台）の設置済みカメラの取り外しも事業範囲とします。
28.	P11 6 (3)ア(1)f	監視カメラ設備	監視カメラの設置は中学校3校でよいのでしょうか。[小学校は不要。]	中学校3校のみです。
29.	P11 6 (3)ア(1)f	監視カメラ設備	15行目に「職員室または事業者管理室に撮影箇所全てが受像可能なモニターを設置」とありますが、設置場所の決定は、事業者側の提案によるという認識でよいのでしょうか。仮に、あとになって教職員から設置場所変更の要望が発生した場合は、モニターの設置場所の変更にかかる費用は市の負担でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりですが、設置にあたっては市と協議してください。
30.	P11 6 (3)ア(1)f	監視カメラ設備	常時監視は開校時と考えてよいのでしょうか。[開校後、夏休み等は除く] また、常時とは空白時間（巡回・トイレ・食事時間）が認められないのでしょうか。	24時間稼働を考えております。なお、モニターが受像・録画状態であれば、適切な理由・時間は空白時間とみなしません。
31.	P11 6 (3)ア(1)f	監視カメラ設備	「監視カメラの設置は、中学校3校を対象に1校で8箇所とし、」と示されていますが、小学校にも必要と考えられますが、いかがでしょうか。	回答28を参照してください。
32.	P11 6 (3)イ(1)a	空調設備	「資料12」は「資料13」の誤りであるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
33.	P11 6 (3)イ(1)a	空調設備	空調（冷暖房）設備の対象室が資料12によるとありますが、資料13と読み替え、将来対応室はスリーブ等の対応として宜しいですか。	ご質問のとおりです。
34.	P12 6 (3)イ(1)c	昇降機設備	各学校に設置されるエレベーターは、小学校の給食を除けば、障害者以外の方は教職員を含め利用しないとの理解でよろしいでしょうか。	学校施設としては、原則障害者以外には利用しない方針ですが、開放時も含め利用する可能性はあります。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
35.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	「四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」をお示し下さい。	別紙 1 を参照してください。
36.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	「四日市市立小中学校及び中学校の施設の開放に関する規則」の開示をお願いいたします。	回答 35 を参照してください。
37.	P12 4 イ	地域開放ゾーン	4 校全てに開放ゾーンを提案するのが要求水準と考えてよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
38.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	開放施設の施錠管理は閉校時に事業者が行い、開放時以降は利用者が行うと考えてよろしいでしょうか。部活動（早朝練習等）の対応も別途と考えてよろしいでしょうか。	以下のとおりとします。 ・平日：午前 8：00～午後 9：30 ・休日：午前 8：30～午後 9：30 但し、早朝の部活動は別途と考えております。
39.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	開放時間中の管理員は不要と考えてよろしいでしょうか。（夜間・休日等）	回答 38 を参照してください。
40.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	「地域開放施設の管理責任は市教育委員会に帰属」とありますが、利用規定の作成も市側の作業区分と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
41.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	開放施設の屋外運動場について、完成後の地域の防災避難場所の確保面積は各校ごといかほどの㎡が必要ですか。	特に基準はありません。
42.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	プールの地元への開放は必要ありませんか。	小学校は夏休みの限られた期間、地域の団体に開放していますが、対象校全ての開放は考えておりません。
43.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	工事期間中のグランド確保面積は、各校ごと㎡数の提示をお願いします。また、地域住民の対地震用の避難場所として面積の確保が必要と考えますがいかがお考えでしょうか。	工事期間中については、極力確保できる提案としてください。また、避難場所としては質問 3 を参照してください。
44.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	「管理責任は市教育委員会に帰属」とありますが、施設の開放時間は、開校時間外という認識でよろしいでしょうか。	回答 38 を参照してください。
45.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	「市では社会教育の向上に寄与する観点での利用方法について、事業者の提案を期待している。」との記述がありますが、『事業者選定基準書』の表 2 および表 3 では、関連する評価項目がいずれも「施設設計」の部分にのみ反映されております。ここで市が期待しているのは、設計上の提案であり、事業者による運営等の提案では無いと解釈して宜しいでしょうか。また、運営等の提案の有無は評価対象にならないと解釈して宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、設計上確保したスペースの、活用方法等は提案していただきたいと考えております。
46.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	夏期プール稼働期間中（6 月～8 月）にプール施設の運営を事業者が請負い、市民開放する提案は可能ですか。	改築対象施設（南中学校）の提案は可能です。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
47.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	プールを事業者が屋内プール運営業務として、授業の用に供する他に、社会福祉教育として一般市民に開放、使用料を徴収し独立採算事業を行うことは可能ですか。(事業者が屋内プール施設の設計業務、改修業務を行い、市に所有権を移転した後(無償) 事業期間が終了するまで運営業務及び維持管理業務を行う。)	回答 46 を参照してください。
48.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	各校舎の詳細な学校区の範囲を図示もしくは町名等でご教示できないでしょうか。	別紙 2 を参照してください。
49.	P12 6 (4)イ	地域開放ゾーン	現在、どのような団体が何団体がありますかまた、年間の利用状況はどうですか。	別紙 1 を参照してください。
50.	P13 6 (5)ア(1)	什器備品等	「原則として設置に工事を伴う什器備品等で校舎と一体化するものは、工事に含める。」とありますが「資料 13 必要機能・什器備品等リスト」にあるもの全てが事業者の整備範囲という理解で宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
51.	P13 6 (5)ア(1)	什器備品等	「原則として設置に工事を伴う什器備品等で校舎と一体化するものは、工事に含める」とありますが、工事に含める什器備品等は改築校舎だけで、改修校舎は既存の什器備品等を利用するという理解でよいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、リニューアル改修を行う部分で提案等があればお願いいたします。
52.	P14 6 (5)ア(1)	必要諸室と什器備品等	地域開放に伴う建物・備品等の損傷、破損、紛失の責任及び費用負担は事業外と考えてよろしいでしょうか。	鍵の掛け忘れ等に起因する場合には事業者の負担とします。
53.	P14 6 (5)ア(1)	必要諸室と什器備品等	閉校時に降開放施設利用者が開放部分以外へ移動出来ないようにとは物理的(シャッター等)に遮断する設備が必要と考えてよいでしょうか	必ずしも物理的に遮断することは考えておりません。
54.	P14 6 (5)ア(1)	必要諸室と什器備品等	市民団体等への現在のグラウンド・体育館の貸し出し状況について事前に調査することは可能ですでしょうか。また、どこでヒアリングが可能かも併せてお示し頂けないでしょうか。	別紙 1 を参照してください。
55.	P14 6 (5)ア(1)	必要諸室と什器備品等	「配管配線情報コンセントを考慮」とありますが、資料 13 の将来対応室は配管のみの対応としてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
56.	P14 6 (5)イ	仕上計画	ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の判定基準については「学校環境衛生の基準」に示されるものとなっていますが、測定方法についても同じ「学校環境衛生の基準」に記載されている方法に準じて行うと考えればよろしいですか。また、同基準では測定時は授業時と同様の状態で測定することとなっていますが、実際の測定は机・椅子等の市において準備していただく什器備品が設置されてから測定を行うと考えればよろしいでしょうか。	平成 15 年 8 月 19 日公表の特定事業仮契約書(案)約款第 29 条を参照してください。
57.	P16 ウ	給食室備品	移設備品の中には、電化厨房の提案を妨げる(ガス使用機器等)ものはないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、小学校における給食調理の熱源は、ガスを基本としております。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
58.	P16 6 (6)ウ	給食施設諸室別 必要設備	「食器・箸等の消耗品は、市が調達する。」こと となっていますが、欠品が生じた場合も市が行 うものと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
59.	P16 7 (1)	改築に対する企 画 設計業務	電気設備に関する解体範囲はどのように考えれ ば宜しいですか。電気・機械工事としての撤去、 処分範囲を明示願います。また、照明器具等 PCB 混入物は、所有者側にて専用収納箱等に保管と 考えてよろしいですか。	受電設備から幹線設備を対象と考 えております。なお、PCB 混入物に ついてはご質問のとおりです。
60.	P16 7 (1)	改築に対する企 画・設計業務	解体される建物にアスベスト等の人体に悪影響 を及ぼす有害物質は含まれているのでしょ うか。また、含まれている場合で、その処理の為 に追加費用が発生した場合は市の負担と考 えて宜しいでしょうか。	無いものと考えております。なお、 発生した場合にはご質問のとおり です。
61.	P16 7 (1)	改築に対する企 画・設計業務	解体時に発生するコンクリート塊の場内での再 利用場所については改築校舎等の基礎及び土間 下の地業にも使用できると考えてもよろしいで すか。	ご質問のとおりです。
62.	P16 7 (1)	改築に対する企 画 設計業務	解体範囲の記載事項の中で、万が一思いがけな い地中障害物が出た場合の費用負担は市側と解 釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
63.	P17 7 (2)	改修に対する企 画・設計業務	改修工事において、閲覧に供された資料に記載 されていない物、或いは同資料及び現地調査か ら読み取れない範囲において、提案の範囲を超 えコスト、工期に影響を及ぼす状況や事態が発 生した場合のリスクは市が負って頂けるとの理 解で宜しいのでしょうか。	平成 15 年 8 月 19 日公表の特定事業 仮契約書（案）約款第 14 条の 2 を 参照してください。
64.	P17 7 (2)	改修に対する企 画・設計業務	改修部分に関する瑕疵担保責任に関する記述が 本要求水準書内にありません。改築部分につ いては事業者の責任範囲は想定できるものの、改 修部分についての責任は改修工事を実施した事 業者ではなく、既存建物の状況に起因するケー スも多々あると思われま。本事業は維持管理 期間が約 20 年間あり、改修部分の瑕疵担保に 関する市と事業者の責任分担について明示して 頂けますか。	回答 63 を参照してください。
65.	P17 7 (2)	改修について	改修に関する瑕疵責任に関する記述が要求水準 書にありませんので、市と事業者の責任につ いて明示していただけないでしょうか。	回答 63 を参照してください。
66.	P17 7 (2)ア	一般改修	一般改修における照明器具、コンセント等の関連個所 は既存設備撤去、復旧と考えて宜しいですか。	一般改修における照明器具・コンセ ント等は、必要が生じた場合は更新 と考えております。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
67.	P17 7(2)ア	一般改修	一般改修については以下の範囲を改修すると考えて宜しいでしょうか。 外壁 ：補修後の再塗装は外壁全面に適用する。 屋根 ：屋上防水は全面撤去の上、再度防水工事を行なう。 床 ：必要な箇所を改修のみ。 壁 ：必要な箇所を改修のみ。 天井 ：必要な箇所を改修のみ。 シーリング ：必要な箇所のみ。 内部・外部建具 ：リニューアル改修対象範囲以外は改修しない。	外壁 ：既設塗装面と仕上がりに違和感が無ければ部分塗装で可とします。 屋根 ：ご質問のとおりです。 床 ：ご質問のとおりです。 壁 ：ご質問のとおりです。 天井 ：ご質問のとおりです。 シーリング ：ご質問のとおりです。 建具 ：ご質問のとおりです。
68.	P17 7(2)ア	一般改修	一般改修において、既存施設側の原因により発生する改修工事のリスクは市と理解してよろしいですか。	特定事業仮契約書（案）約款第 14 条の 2 を参照してください。
69.	P17 7(2)ア	改修に対する企画・設計業務（一般改修）	「屋上防水は全面撤去の上、再度防水工事を行う」と記載がありますが、状況によっては既存防水のまま防水改修を行う提案も認めていただけないでしょうか。（環境配慮の観点からも場外搬出処理材を軽減するため）	原則として、要求水準書の記載内容通りです。ただし、防水改修により耐久性・信頼性が、全面撤去+新規防水と同等以上と認められる場合はこの限りではありません。 （ただし、この場合支障が発生した場合の大規模修繕費等は事業者側の負担とします）
70.	P17 7(2)ア	改修に対する企画・設計業務（一般改修）	外壁、床、壁、天井、シーリングは、必要な箇所の改修を行うとありますが、最低限必要な改修は「屋根：屋上防水は全面撤去の上、再度防水工事を行う」と理解すればよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
71.	P17 7(2)イ	リニューアル改修	「リニューアル改修」の対象部分は事業提案において、機能変更、諸室配置間仕切り変更を提案した部分と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
72.	P17 7(2)イ	リニューアル改修	リニューアル改修における照明器具、コンセント等は新規更新と考えて宜しいですか。	リニューアル改修における照明器具、コンセント等については、提案内容により更新が必要となれば提案願います。
73.	P18 7(2)エ	バリアフリー改修	「屋外の通路および経路の段差解消」には、敷地周囲の公道との段差（のり面）の改修も含まれるのでしょうか。	原則敷地内における対応と考えております。
74.	P18 7(2)エ	バリアフリー改修	項目内容は、独立した多機能トイレのほかに、一般便所内ブース男女各 1ヶ所を車いす用ブースに改修するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、一般トイレ数の減少に対しては必要に応じて、トイレ面積の拡充を行うこととしてよろしいでしょうか。	基本的な考え方は以下ですが、詳細は第二次募集要項発表時に公表します。 ・多機能：1 箇所/校 ・車椅子対応：1 箇所/階 （多機能設置階は除く） ・洋式ブース：1 箇所/各男女便所
75.	P18 7(2)エ	バリアフリー改修	改築・改修対象外の既存建物に於けるバリアフリー改修は不要ですか。富田小学校の既存建物であるプール付属棟のトイレなど。	多機能トイレまでは要求しませんが、段差解消・手摺設置は考えております。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
76.	P18 7(2)エ	バリアフリー改修	表中 手摺の設置項目に改修対象外の中学校の記載があるが、改築建物のバリアフリー化の標準と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
77.	P19 7(3)	外構整備に対する企画・設計業務	対象4校それぞれにおいて、工事期間中の、駐車場・駐輪場の台数及びグラウンドの面積はどれくらい必要なのでしょう。	駐車場・駐輪場は資料11に示す台数を確保していただきたいと考えております。グラウンド面積については質問43を参照してください。
78.	P19 7(3)ア	校門等の外構及び植栽の企画・設計	必要と思われる所には、緑地スペースを確保し・と有りますが、最低確保しなければならない緑地面積の規定はありますか。	資料2の建物敷地保有面積の15%です。
79.	P19 7(3)ア	校門等の外構及び植栽の企画・設計	「必要と思われる所については緑地スペースを…」の「必要」と思われる所とは具体的にご教示下さい。	より良い学校施設となるようにご提案願います。
80.	P19 7(3)イ	駐車場・駐輪場の設計	駐車場の仕上げについて、透水性に配慮した材料であれば、透水性アスファルト以外であっても使用可能と考えて宜しいでしょうか。	結構です。ただし、透水性だけでなく強度等も同等以上としてください。
81.	P19 7(3)ウ	グラウンド等整備の企画・設計	南中学校の屋外運動場面積がP19では約11,000㎡となっておりますが、資料10の既設施設配置図では14,296㎡となっております。どちらが正ですか。	11,000㎡は有効面積であり、14,296㎡は周辺を含めた施設台帳上の現状の面積です。
82.	P19 7(3)ウ	グラウンド等整備の企画・設計	現況グラウンドは(P19)の規定を満足しているものと判断してよろしいですか。	全て規定を満足するように整備されている状態ではありません。
83.	P19 7(3)ウ	グラウンド等整備の設計	同書に示されている「グラウンド」と「屋外運動場」は同義語と考えてよろしいでしょうか。また、「グラウンド」に含まれる施設を具体的にお示しください。また、「グラウンド」と「屋外運動場」が同義語でない場合、「屋外運動場面積」に含まれる施設を具体的にお示しください。	言葉の定義についてはご質問のとおりです。具体的な施設については、要求水準書P197(3)ウを参考にしして提案してください。
84.	P19 7(3)ウ	グラウンド等整備の設計	改修の範囲は、提案により、整備対象施設の配置上、改修が必要となる部分のみと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
85.	P19 7(3)ウ	グラウンド等の整備の設計	「必要箇所(トラック、サッカー、野球等)にポイントを設置する」と記載されていますが、各学校において必要とされる箇所数を指示してください。	直線走路も含め、各競技1面を考えております。
86.	P20 7(3)エ	外構整備に対する企画・設計業務	既存建物のダストシュート設備は使用するのでしょうか。使用する場合、ゴミ集積場までの収集・清掃は業務外と考えてよいでしょうか。	ダストシュートは現在使用しておりません。
87.	P20 7(4)	仮設に対する企画・設計業務	学習活動に支障となるとは具体的にどのような場合か提示をお願いします。	現状より教育環境の低下を招かないことを意味しております。
88.	P20 7(4)	仮設に対する企画・設計業務	「学習活動に支障とならないようできるだけ配慮すること」の参考とするため、夏期・冬期・春期休暇時の学校行事予定、クラブ活動の利用状況についてご教示下さい。また、盆踊り等の行事予定やグラウンド等の使用方法についてもご教示下さい。	別紙3を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
89.	P20 7 (4)	仮設に対する企画・設計業務	改築・改修工事、仮設施設を検討する中で学習活動に支障をきたさない為に、学校行事・グラウンドの通常使用方法について、資料を示して頂けないでしょうか。	別紙3を参照してください。
90.	P20 7 (4)	仮設に対する企画・設計業務	工事中に、一時的に仮設校舎を使用する場合、必要諸室、スペース、設備については現状の校舎に含まれる諸室と同等と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
91.	P20 7 (4)	仮設に対する企画・設計業務	仮設校舎の建設が必要な場合に校舎に必要な設備のスペックを提示してください。	現状の校舎の設備に加え、空調設備を考えております。
92.	P20 7 (4)	仮設に対する企画・設計業務	建設期間中、学校敷地外において、空いている公共施設を借りて授業の用に供する提案は可能ですか。	不可とします。
93.	P20 7 (4)	仮設に対する企画・設計業務	仮設施設は建築基準法85条第4項を適用して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
94.	P21	建設・工事監理業務	富田小の場合の工事用道路(大型機械の搬入用)を指定お願いします。	東側の市道を想定しております。
95.	P21 2	建設・工事監理業務範囲	不要となる什器備品等の廃棄を含むと有りますが、どのようなものがどの程度の量が廃棄されると想定されていますか。ご明示下さい。	現段階では想定できておりません。
96.	P21 2	埋蔵文化財発掘調査	貴市において実施される試掘調査の結果、埋蔵文化財の発掘を余儀なくされることとなった場合の費用負担者は、貴市との理解でよろしいですか。	埋蔵文化財調査の要否は第二次募集要項等で示します。調査が必要となった場合、費用及び調査期間を含めた提案を行っていただく予定です。
97.	P21 3 (1)	建設・工事監理業務期間	「供用開始時期に間に合わせるものとする」との記載がありますが、第一次募集要項P17に記載されている「表1 完成確認期限」がもっともクリティカルな期限であるとの判断でよろしいでしょうか。また、供用開始とは何を以て供用開始となるのでしょうか。	特定事業仮契約書(案)約款第34,44条を参照してください。
98.	P21 3 (1)	建設・工事監理業務期間	建設業務期間の事前に仮設施設の建設、及び事後に仮設施設の解体のスケジュールは宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
99.	P21 3 (1)	建設・工事監理業務期間	学校側が行なう仮設施設と本施設との引越日に制限はあるでしょうか。(平日・土日・長期休暇)	事業の進捗状況により、協議によって決定する予定であります。
100.	P21 4 (1)	建設・工事監理業務の基本的な考え方	平成15年3月5日に公表されました「要求水準書(案)に関する質問回答集/No.17」にあります15年度実施予定の地域住民への説明会について、実施状況はどのようになっていますか。実施済みであれば地域住民の主なご意見も合わせてご教示下さい。	地域の各種団体への説明は行っておりますが、具体の計画が無いため意見集約はまだ行っておりません。
101.	P21 4 (1)	建設・工事監理業務の基本的な考え方	「合理的に要求される範囲の小中学校」とは具体的にどこの小中学校を指すのでしょうか。	当該小中学校と近隣への対応という意味です。 (合理的に要求される範囲の対応を、当該小中学校及び近隣に対して行う)

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
102.	P21 4(1)	建設・工事監理 業務の基本的な 考え方	事業者が法律上および善管注意義務上落ち度なく近隣対応を行なったにも拘らず、不合理な近隣からの要望や反対運動等により、コスト及び工期に悪影響が生じた場合のリスクについては、市が負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
103.	P21 4(1)	建設・工事監理 業務の基本的な 考え方	「工事は原則日祝日には実施しない」との記載がありますが、特に改修工事においては授業がない状態での工事が必要になることが予想されるため、既設の建物内における作業については日祝日にも実施可能と考えてよろしいでしょうか。	騒音・振動の発生する作業は不可とします。ただし、実際の作業実施については、工程会議にて是非の確認をしたいと考えております。
104.	P21 4(1)	建設・工事監理 業務の基本的な 考え方	市が実施する近隣説明と事業者が実施する近隣への説明の区別はどうお考えでしょうか。	平成15年8月19日公表の特定事業仮契約書(案)約款第22条を参照してください。
105.	P21 4(1)	建設・工事監理 業務の基本的な 考え方	「事業の前提となる近隣地区住民」とは各4校校舎の地区のそれぞれの範囲までを近隣地区住民規定するのかご教示下さい。	学校に隣接する連合自治会区となります。
106.	P22 4(1)	工事計画	工事は原則日祝日は実施しないとなっていますが、例外はどのような場合ですか。	回答103を参照してください。
107.	P22 4(2)イ	近隣調査・準備 調査等	南中学及び富田小学校においては敷地の周囲に水路がありますが、事業期間中の水利権者への損害等に関するリスクについては市の負担と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。ただし、工事上の過失に起因する損害は事業者の負担とします。
108.	P23 4(3)	建設期間中業務	改修工事は、その対象施設において開校しながらの工事を提案しても宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、学校運営環境への出来る限りの配慮をお願いします。
109.	P23 4(3)イ	工事を伴う什器 備品等の整備及 び関連業務	「運営開始後の什器備品等の維持管理については、各什器備品等の耐用年数を想定し、維持管理業務の中で事業者が対応する。」とのことですが、学校側の利用により、当初予定の耐用年数以下になってしまった場合は、事業者の責任外と考えてよろしいですか。また、この場合想定する耐用年数は、法定耐用か、通常考えられる耐用年数かご提示ください。	学校側の原因で破損した場合は市の負担とします。 耐用年数については、予防保全を前提とし、より長期にわたり良好な保全状態となるよう、適切な提案をしてください。
110.	P23 4(3)イ	工事を伴う什器 備品等の整備及 び関連業務	「各什器備品等の耐用年数を想定し、維持管理業務の中で事業者が対応する」とありますが、維持管理業務費で事業者が各什器備品等を再整備しなければいけないということでしょうか。	回答109を参照してください。
111.	P24 4(3)ウ	工事監理業務	工事監理者は、設計企業が行うものと考えてよろしいですか。	平成15年8月19日公表の特定事業仮契約書(案)約款第19条を参照してください。
112.	P24 4(3)エ	施行中の提出書 類	施工中の提出書類の内、「機器承諾願」とはどのような書類ですか、ご教示願います。	通常の工事で提出される、設備機器等の内容(諸元・姿図等を含む)を示す書類です。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
113.	P25 4 (4)ア(1)	市の竣工確認等	ア(イ)における竣工確認は、募集要項における完工確認と同義でしょうか。また、工における施行業務完了手続と募集要項における完成確認との関係を明示いただけませんかでしょうか。	竣工確認は完工確認と同義です。なお、完工確認・完成確認等の市の確認手続きに関しては、特定事業仮契約書(案)約款第31,33,34条を参照してください。
114.	P25 4 (4)ア(1)	竣工図書の提出	竣工時の提出書類の内、「竣工調書」とはどのような書類ですか、ご教示願います。	施工業者の社内検査や工事監理者の検査の書類をまとめたものを考えております。
115.	P25 4 (4)ア(1)	竣工図書の提出	竣工図書の提出時期は、いつでしょうか。	工区の単位を各学校・各期ごととし、各工区の工事終了後速やかに提出していただきたいと考えております。
116.	P25 4 (4)ウ	不動産登記・所有権移転等の関連手続	「建築完了検査、不動産登記及び移転等に必要な手続き業務等」とありますが、この「必要な手続き業務等」とは、いつどのような業務を行うのでしょうか。具体的にご教示ください。	施設引渡、鍵引渡、説明書等の交付、施設の表示登記に関する業務等を、完成確認の時期に行ってください。
117.	P25 4 (4)ウ	不動産登記・所有権移転の関連手続	不動産登記及び移転等に必要な手続きの費用は、事業者の負担と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
118.	P25 4 (4)ウ	不動産登記・所有権移転等の関連手続	不動産登記にかかる費用は、市側の負担となりますか。	回答117を参照してください。
119.	P26 4 (4)エ	施行業務完了手続	確認完了後指定された期日までに市に請求書を送付する。改修工事完了後、指定された期日までに市に請求書を送付する。と有りますが、指定された期日とはいつを指すのか、また請求書とは何の請求書なのかご教示願います。	第二次募集要項等で請求手続きを規定します。
120.	P27 1	維持管理業務の対象	維持管理業務の開始とともに、改築中および改修中のものを除いた、今回整備対象になっていない施設も管理対象になると思いますが、どのような整備状況での管理を開始するのか。また、事業期間中の修繕等も同等に扱うのか。また、資料16整備対象施設維持管理業務範囲の仮設施設の範囲を具体的にお示しください。	維持管理業務の対象については、特定事業仮契約書(案)約款第44条を参照してください。 なお、残存施設については、現状の状態からの開始となります。 事業期間中の修繕については、特定事業仮契約書(案)約款第50,51条を参照してください。 なお、仮設施設は応募者の提案により設置した範囲が対象となります。
121.	P27 1	維持管理業務の対象	給食調理関係諸室の清掃業務について ・衛生管理上のリスクは事業者側でしょうか。 ・日常業務で発生する食品残さの廃棄については市側の負担でよろしいでしょうか。	日常清掃は、市側にて行いますので、それに起因するリスクは市側となります。 食品残渣の廃棄についてはご質問のとおりです。
122.	P27 2	維持管理業務期間	事業期間終了時における施設の整備状況は、どの程度の機能でもって引き渡しすればよいかお示しください。	事業期間終了後の使用に際し、市側の負担が極力少なくなる状態での引渡しを希望しております。
123.	P27 3	維持管理業務の実施	市の常駐施設管理者(用務員)は配属されるかご教示ください。	配属しない方針です。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
124.	P28 3 (2)イ	業務担当者	電気設備の保安業務については、電気保安協会に委託してもかまわないですか。	結構です。
125.	P28 3 (2)イ	業務担当者	防火管理者は学校側にて選任届出と考えるとよいのですか。	ご質問のとおりです。
126.	P29 3 (2)オ	維持管理業務の 実施	光熱水の使用量を月次毎に対比表を添付することになっていますが、運営開始時には前年使用量を持ち合わせていませんので、実質2年目以降からになると思いますが、その考え方でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
127.	P30 3 (6)オ、カ、 キ	用語の定義（修 繕・更新、大規 模修繕）	用語の定義に記載されている内容によって「修繕・更新」と「大規模修繕」の線引きは困難と思われま す。 「修繕・更新」と「大規模修繕」の線引きの基準は民間事業者側の判断により決定してもよい のでしょうか。	要求水準書（案）P6 の「建築物修繕措置判定手法」（建築保全センター）によるものと考えております。
128.	P30 3 (6)オ、カ、 キ	用語の定義（修 繕・更新、大規 模修繕）	第1次募集要項 P18 で大規模修繕に要する費用は、市の負担となっていますが、要求水準書（案）P30 の「オ修繕」および「カ 更新」にかかる費用は、事業者負担ですか。大規模修繕は修繕および更新の一部になると思いますが、修繕および更新の費用が事業者負担の場合、大規模修繕と修繕および更新との明確な境界線はどうなりますか。たとえば、照明器具を交換とした場合、仮に施設に100台の照明器具があるとしたとき、そのうち何台以上交換する場合が大規模修繕になるのでしょうか。	修繕・更新の費用は事業者側負担です。 大規模修繕と修繕の線引きは、回答127を参照してください。 例としての100台の照明器具に関しては、100台全てを交換する場合が大規模修繕と考えております。
129.	P30 3 (6)カ	用語の定義	機器の定義は何を示すのでしょうか。建築設備機器は除外して良いのでしょうか。	機械設備のうち、ボイラ・冷凍機・温水機・空調機・送風機・ポンプ等の建築機械設備機器を示します。
130.	P30 3 (6)キ	用語の定義	「大規模修繕」の定義についてですが、電気設備に関しては、「部分的な取替えではなく・・・」とありますが、照明器具の取替えを例にしますと、1クラス分全部まとめて取替えは部分的取替え、1校舎分全部まとめて取替えは大規模修繕という解釈でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
131.	P30 3 (6)キ	用語の定義	大規模修繕とは用語定義以外の事は該当しないのですか、もし、他に有れば具体的に明示願います。	用語定義の内容を大規模修繕と位置付けております。
132.	P31 2 (1)	日常（巡視）保 守点検業務	日常管理者は常駐管理と考えてよいのでしょうか。（月～金） 夏休み等の期間は原則常駐、体育祭・文化祭等の休日出勤は別途と考えてよいのでしょうか。	常駐管理を想定しております。 詳細は回答38を参照してください。
133.	P31 2 (1)	日常（巡視）保 守点検業務（建 築物）	日常管理者不要の場合、巡視の頻度は事業者側提案でよいのでしょうか。	回答132を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
134.	P31 2 (3)	建築物保守管理 業務にかかるク レーム対応	クレーム・要望・情報提供等に対し迅速な判断により対処すること。とありますが、空調などで多くの人からの要望に対応した場合、矛盾が生じる可能性も有ります。責任の所在が不明確となるこのような場合等の維持管理上の判断の基準をご明示願います。	学校側の担当者を定める予定であります。
135.	P31 2 (3)	建築物保守管理 業務にかかるク レーム対応	「申告等により発見された不具合の修理を行うこと。」とありますが、誰からの申告を指しているのでしょうか。	原則として学校側で定める担当者と考えております。
136.	P31 2 (3)	建築物保守管理 業務にかかるク レーム対応	「申告等により発見された不具合の修理を行うこと。」とありますが、学校関係者、第三者により引き起こされた故障や損傷の復旧費用は、保守管理業務費用に含まれないと考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
137.	P31 2 (3)	建築物保守管理 業務にかかるク レーム対応	「クレーム等発生時には現場調査・初期対応・処置を行うこと。」とありますが、処置の範囲は危険防止の観点での処置と解釈して宜しいですか。	発生したクレーム内容に対する応急処置と考えております。
138.	P31 3	建築物保守管理 業務要求水準 (全体)	これら要求水準の全項目は、改築、改修、既存建物全てに同じく要求されるのですか、ご教示願います。	要求水準は同様ですが、業務範囲は異なります。資料 16 を参照してください。
139.	P32 3 工	建築物保守管理 業務要求水準 (天井・内壁)	・気密性を要する部屋において～ とありますが「気密性を要する部屋」とはどのような部屋を指しているのですか。	音楽室・放送室を考えております。
140.	P34	建築設備保守管 理業務要求水準	使用されている用語で「～保守管理業務」「～維持管理業務」とありますが、同じ意味でしょうか、異なるもので有ればその意味をご教示願います。	類義語として考えております。また、各々の業務内容は要求水準書(案)に示してあるとおりです。
141.	P34 2 (1)	日常(巡視)保 守点検業務(建 築設備)	日常管理者は常駐管理と考えてよいのでしょうか。(月～金) 夏休み等の期間は原則常駐、体育祭・文化祭等の休日出勤は別途と考えてよいのでしょうか。	回答 132 を参照してください。
142.	P34 2 (1)	日常(巡視)保 守点検業務(建 築設備)	日常管理者不要の場合、巡視の頻度は事業者側提案で良いのでしょうか。	回答 133 を参照してください。
143.	P34 2 (3)	故障・クレーム 等	申告アラーム等により～ とありますが、申告アラームとは設備に付随する故障・異常等を知らせる警報の表示または発報の事ですか。	ご質問のとおりです。
144.	P34 2 (3)	建築設備保守管 理業務にかかる 故障・クレーム 対応	「申告アラーム等により発見された故障の修理を行う。」とありますが、学校関係者、第三者により引き起こされた故障や損傷の復旧費用は、保守管理業務費用に含まれないと考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
145.	P34 2 (3)	建築設備保守管 理業務にかかる 故障・クレーム 対応	「故障・クレーム等発生時には現場調査・初期対応・処置を行い、必要に応じ速やかに市に報告する。」とありますが、処置の範囲は危険防止の観点での処置と解釈して宜しいですか。	回答 137 を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
146.	P34 2 (4)	一般管理業務	点検記録表等のフォームは事業者側の書式でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
147.	P35 2 (5)	建築設備保守管理業務に関する各種提案	実施・分析・評価の結果、当初では予期していない事由および事業者以外の要望等により、修繕・改修提案にかかり追加費用が発生する場合のリスクは、市が負って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	追加費用の発生要因が、市側にあると判断できるものについては市側の負担とします。
148.	P35 3	建築設備保守管理業務の要求水準	補修、自然劣化による性能・機能低下はやむを得ずと考えて良いのでしょうか。	性能・機能の劣化がないように、修繕等を行っていただきたいと考えております。
149.	P36 1	植栽・外構維持管理業務の対象	植栽・外構は整備の対象から除外されていますが、現行の状態のままで維持管理が始まりますか。	植栽・外構は整備の対象としておりますが、残存させる場合には現行の状態からとなります。
150.	P36 1	植栽・外構の保守点検業務対象	市及び学校当局の要望に基づき保存すべき植栽やモニュメントがあれば、ご開示頂けないでしょうか。また、移設の可・不可についてもご開示頂けないでしょうか。	事業者の提案内容により支障となる場合には、協議により決定したいと考えております。
151.	P36 1	植栽・芝生 生垣・垣根の維持管理業務	自然環境により枯れた場合の植え替え等の修繕は、市側負担で良いのでしょうか。また、花壇等の整備は業務外と考えてよいのでしょうか。	枯死の状況にもよりますが、新しく植栽された部分の「枯れ補償」期間内は事業者側とします。また、極力現地の環境に適用する樹木の選定をお願いします。花壇等の設置は事業者の提案によります。
152.	P36 1	植栽・芝生 生垣・垣根の維持管理業務	責任範囲は本事業での緑化部のみで良いのでしょうか。	既存の植栽を含めた範囲とします。
153.	P36 1	校門・堀・柵・水性構造物諸施設・遊戯物の維持管理業務	新設・既設共、外的要因（原因者不明、いたずら等）により破損した場合の復旧・修理は、市側負担で良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。
154.	P36 2 (1)	植栽・外構の保守点検業務	休暇期間（夏休み等）の植栽等の散水は業務範囲内になるのでしょうか。	回答 38 を参照してください。
155.	P36 2 (2)	剪定業務	実施内容は、事業者側提案で良いのか。又、高木の剪定基準はあるのでしょうか。	事業者の提案としますが、建築物・隣地等に支障とならない剪定を想定しております。
156.	P36 2 (3)～(5)	害虫防除、施肥、除草業務	実施内容は、事業者側提案で良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。
157.	P36 2 (6)	除雪業務	「降雪時に必要であれば地表面から堆積雪を除去し適切な予防処置を施す。」とありますが、除雪の範囲は校門から玄関及び渡廊下等先生や生徒の通行路の範囲と考えて宜しいですか	ご質問のとおりです。
158.	P36 2 (6)	除雪業務	「降雪時に必要であれば地表面から堆積雪を除去し適切な予防処置を施す。」とありますが、予防処置については融雪剤の散布程度と考えて宜しいですか。	ご質問のとおりです。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
159.	P37 2 (7)	植栽・外構維持 管理業務にかかる クレーム対応	「申告等により発見された不具合の修理を行う。」とありますが、学校関係者、第三者により引き起こされた故障や損傷の復旧費用は、維持管理業務費用に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
160.	P37 2 (7)	植栽・外構維持 管理業務にかかる クレーム対応	「申告等により発見された不具合の修理を行う。」とありますが、誰からの申告を指しているのでしょうか。	回答 135 を参照してください。
161.	P37 2 (7)	植栽・外構維持 管理業務にかかる クレーム対応	「クレーム等発生には現場調査・初期対応・処置を行う。」とありますが、処置の範囲は危険防止の観点での処置と解釈して宜しいですか。	回答 137 を参照してください。
162.	P37 2 (9)	修繕業務	植栽の植替えは大規模修繕になるのでしょうか。	基本的には植栽の植替えは想定しておりません。
163.	P37 2 (9)	修繕業務	緑化部も含めて新設のみで良いのでしょうか。	既設も含めて業務範囲内です。
164.	P37 2 (9)	修繕業務	新設のものに対し修繕・更新を行なうとしているが、既存のものは修繕業務の仕様が異なるが、新設と同じ取扱いですか。	既設部分は、学校運営に支障とならない程度の修繕を考えております。
165.	P37 3 (1)	グラウンド要求 水準	スポーツ設備（ライン等のマーキングを含む）が利用可能な状態とありますが、ラインは石灰等による白線引きを想定されるものですか。また、その場合はラインマーカーや石灰粉は市側の管理と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
166.	P37 3 (1)	グラウンド	表面土壌の入替えが必要な場合は事業者負担となるのでしょうか。	基本的に表面土壌の入替えは想定しておりませんが、工事に起因する場合は事業者側の負担となります。
167.	P37 3 (1)	グラウンド	学校・地域行事等によるライン引き等の整備作業は別途として良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。
168.	P37 3 (1)	グラウンド維持 管理の要求水準	「土表面は整然としていて利用可能な状態に維持し、適切な水準に保たれること。」とありますが、クラブ活動等開校時間外に使用された後のグラウンド整備は、事業者の業務外と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
169.	P37 3 (1)	グラウンド維持 管理の要求水準	土表面は整然としていて利用可能な状態に維持し、適切な水準に保たれること。」とありますが、適切な水準とは、運動に支障がない範囲という理解でよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
170.	P37 3 (1)	グラウンド維持 管理の要求水準	「雑草、苔、異質な植物がないこと」とありますが、全くない状態を常に維持しなければならないということでしょうか。	日常の学校運営に支障が無い状態を考えております。
171.	P37 3 (2)	植栽等の維持管 理	除草業務について、3 (2)には「雑草、苔、異質な植物がなく健康状態であること」とありますが、これは現状の市内小中学校における除草の水準ということですか。	最低限現状程度と考えておりますが、より良い維持管理を期待しております。
172.	P37 3 (2)	植栽等の要求水 準	「植栽は整然としていて、適切な水準に保たれること」とありますが、適切な水準とは、どのような水準でしょうか。	回答 170・171 を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
173.	P38 3 (4)	コンクリート表 面・舗装等	舗装等の剥離、穴等の補修は別途で良いのでし ょうか。	工事に起因する場合及び経年劣化 は事業者側の負担となります。
174.	P38 3 (4)	コンクリート表 面・舗装等	マーキング補修は事業者負担とするのでし ょうか。	回答 173 を参照してください。
175.	P38 3 (5)	スポーツ設備・ 遊戯物	残存施設の修繕費は別途と考えてよいのでし ょうか。また、万一残存施設の破損等により事故 が発生した場合は、事業者は免責と考えてよい のでしょうか。	ご質問のとおりです。
176.	P38 3 (5)	スポーツ設備・ 遊戯物	小・中学生並びに地域開放利用者による破損は 別途と考えてよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
177.	P38 3 (5)	スポーツ設備	スポーツ設備のライン等マーキングとは（P 1 9 グランド等整備の設計）トラック、サッカー、 野球等のポイントと理解してよろしいです か。	ご質問のとおりです。
178.	P39 1	清掃・衛生業務 の対象	プール内を含めてプール施設の清掃は除外して 良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。
179.	P39 1	清掃・衛生業務 の対象	プールの薬剤も含めて、薬剤注入等の水質管理 は除外業務と考えて良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。
180.	P39 1	清掃・衛生業務 の対象	グリストラップ、換気扇清掃を除き、室内清掃、 備品清掃全て除外して良いのでしょうか。（給食 運営側と考えるか。）	ご質問のとおりです。
181.	P39 2 (1)	日常清掃業務	作業の実施は、学校の開校日と考えて良いのか。 夏休み等の登校日は含むのか。また、授業等に 支障がなければ開校時間内にて実施してよいの のでしょうか。	回答 38 を参照してください。
182.	P39 2 (1)	日常清掃業務	地域開放時の対応は別途として良いのでし ょうか。	回答 38 を参照してください。
183.	P39 2 (1)	日常清掃業務	多機能・多目的便所の清掃は不要でよいので しょうか。	ご質問のとおりです。
184.	P39 2 (1)	日常清掃業務	トイレトペーパー・手洗い石鹸・消毒液は、 市側の支給品となるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
185.	P39 2(2)ア	床面定期清掃業 務	普通教室等への床面へのワックス掛けが指示さ れていますが、その他の諸室および廊下、階段 への定期清掃についての具体的な指示はござい ますか。	普通教室等でありワックス掛けは 対応可能な諸室及び共用部（廊下・ 階段）全てを含みます。 また、定期清掃の内容は要求水準書 （案）P27 に示す「建築保全業務共通 仕様書」に準拠することを考えており ます。
186.	P39 2 (2)	定期清掃業務	ア～カの定期清掃業務の頻度は事業者提案で良 いのでしょうか。	回答 185 を参照してください。
187.	P39 2 (2)ウ	ガラス清掃業務	校舎全面が対象となるのか。又、内外面実施と なるのでしょうか。	回答 185 を参照してください。
188.	P39 2 (2)オ	設備定期清掃業 務	屋外雨水埋設管の貫通清掃業務も含まれると考 えてよろしいですか。又、業務の頻度は事業者 側の提案でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
189.	P39 2 (3)	防鼠防虫業務	学校保健法に基づく衛生基準」とありますが、 これは「学校環境衛生の基準」を指すのでし ょうか。	ご質問のとおりです。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
190.	P40 2(4)	廃棄物管理業務	「ゴミ置き場の管理と清掃を行う。」と示されていますが、廃棄物処理は市または市が委託した業者が行うものと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
191.	P40 2(4)	廃棄物管理業務	ごみ置場は定期的に空にされなければならないとの要求がありますが、清掃局廃品回収の日程で決められると考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
192.	P40 2(4)	廃棄物管理業務	搬出及び処理費は、市側負担と考えて良いのでしょうか。日常の教室からのゴミ分別は生徒等がすると考えてよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
193.	P40 2(4)	廃棄物管理業務	保健室・理科室等から医療・化学薬品等の廃棄物が発生するのでしょうか。	発生しますが、学校側が直接専門業者へ委託します。
194.	P40 2(4)	廃棄物管理業務	ゴミの校内収集と校外への搬出は除外と考えて良いか。また、収集は市直接ですか。	清掃業務で発生するゴミは業務範囲内です。
195.	P40 3	清掃・衛生業務 の要求水準	3項目に「・ごみ置き場は残物が・・・・・・定期的に空にされなければならない。」とありますが、ごみの回収は市の実施でよろしいでしょうか。また、粗大ごみが発生する場合は、処理費用の負担先は市でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
196.	P41 2	安全管理業務の 実施	夜間・夏休み等の開校時間外における地域開放について、その開放区域の安全管理(門の開閉、鍵の施解錠、閉鎖確認等、)については、事業者の安全管理業務に含めないものとしての解釈でよろしいでしょうか。	回答 38 を参照してください。
197.	P41 2	安全管理業務の 実施	業務内容から判断すると開校日は、専任の校務員にて業務を実施する考えで良いのでしょうか。	事業者の業務範囲と考えております。
198.	P41 2	安全管理業務の 実施	地域開放の時間帯は業務対象外(別途)と考えて良いのでしょうか。	回答 38 を参照してください。
199.	P41 2	安全管理業務の 実施	安全管理業務のリスク分担を明示下さい。	基本的に市の責めによる場合は市、事業者の責めによる場合は事業者、不可抗力等による場合は市と事業者の協議としております。本質問回答集の関連項目を参照してください。
200.	P41 2(1)	防犯警戒業務	複製された鍵など管理上認められない鍵が使用されている疑いがある時は鍵を変更するとされているが、残存校舎、改修校舎についても要求されるのでしょうか。その時の費用は市御負担ですか。	残存施設・改修校舎も含まれます。また、業務範囲の管理上に起因する場合は事業者側となります。
201.	P41 2(1)	防犯警戒業務	入校者の記録の対象範囲は教育関係者も含むのでしょうか。	ご質問のとおりです。
202.	P41 2(1)	防犯警戒業務	校舎の戸締り、門扉の開閉時間の指示(ルール等)はあるのでしょうか。	事業者の業務範囲と考えております。
203.	P41 2(1)	防犯警戒業務	地域開放時間帯の門扉・戸締りは利用者側が行うと考えてよいのでしょうか。	回答 38 を参照してください。
204.	P41 2(1)	防犯警戒業務	定期的な巡回とありますが、警備員による巡回ではなく、施設管理人により安全確認の為の巡回と理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
205.	P41 2(1)	防犯警戒業務	不法侵入者を発見した場合は警察への通報等とありますが、通報レベルでの対応と理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
206.	P41 (2)1	防犯警戒業務	「複製された鍵など管理上認められていない鍵が使用されている疑いがあるときは鍵を変更する」とありますが、鍵の変更費用は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	回答 200 を参照してください。
207.	P41 2(1)	防犯警戒業務	入校者の記録を作成するには管理室に常時待機し、入校者のチェックをしなければ把握できないと思われ、常時1名待機させるとの考え方はですか。	事業者提案となりますが、他の業務も含めて1名の常駐を考えております。
208.	P41 2(1)	防犯警戒業務	戸締まり・門扉の開閉時間は開校日の開校時間と考えて良いですか。	回答 38 を参照してください。
209.	P41 2(1)	防犯警戒業務	現在、もし、開校時間外の開放施設の利用がされている場合、以下の業務は、現状誰がどのように実施しているかを参考までに明示いただけますでしょうか。 ・開校時間外の入校者の記録、目的の不明瞭な来校者の入校の制止 ・一時的に持ち出される鍵とその使用者、返却日時の記録の作成 ・校舎の戸締り及び門扉の開閉	現状では、開放については利用者責任において行っております。
210.	P41 2(1)	防犯警戒業務	「不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置を取ること」とありますが、適切な処理を行った結果、問題が生じた場合のリスクは市と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
211.	P41 2(1)	防犯警戒業務	現状の各校の校門開閉は運用上個別に対応しておりますが、今後、構内を近道として利用するなど近隣住民の出入は許容する方針ですか。また、許容する場合、その全てについて「入校者の記録」を作成する必要はございますか。	学校に用件のない者の通行は制限しております。
212.	P41 2(1)	防犯警戒業務	「入校者の記録を作成し」とありますが、クラブ活動等を見学に来る父兄やOB、近隣住民等についてまで記録をとる必要はございますか。	開放施設利用者及び学校行事等の関係者は対象としておりません。
213.	P41 2(1)	防犯警戒業務	事業者は、「目的の不明瞭な来校者の入校を制止する」ために、開校時間内において警備員を常駐させる必要があるという意味でしょうか。	必ずしも警備員の常駐は想定しておりません。
214.	P41 2(1)	防犯警戒業務	防犯警戒が7項目記載されていますが、夜間や休日・夏休み等の長時間の休みの対応については事業者の提案となるのか、基本的な考え方があればご提示ください。	7項目の質問に対する回答を参照して事業者として提案してください。
215.	P41 2(1)	防犯警戒業務	「入校者の記録を作成し、目的の不明瞭な来校者の入校を制止する。」とありますが、全ての入校者の記録を作成しなければならないということでしょうか。	回答 212 を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
216.	P41 2 (1)	防犯警戒業務	「入校者の記録を作成し、目的の不明瞭な来校者の入校を制止する。」と記載されていますが、学校敷地内のことを指すのでしょうか、それとも校舎内との解釈でよろしいでしょうか。要求水準書 P2 には「地域住民にとってもっとも身近な公共施設(以下略)」とありますが、地域住民の利用の際にも一人一人の記録が求められるのでしょうか。	敷地内と考えておりますが、記録については回答 212 を参照してください。
217.	P41 2 (1)	防犯警戒業務	複製された鍵(中略)錠を変更する。」と記載されていますが、錠の変更費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。また、学校関係者により鍵が複製された場合の変更費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	回答 200 を参照してください。
218.	P41 2 (1)	防犯警戒業務	記載されている内容によると警備員の常駐を想定されているように解釈されます。提案グループ間の前提条件を揃えるために、市の PSC 算出時の前提をご教示いただけないでしょうか。	回答 213 を参照してください。
219.	P41 2 (1)	防犯警戒業務	記載されている「防犯警戒業務」と、要求水準書 P2 に記載されている学校施設の地域住民への開放との関係については市はどのように考えているのでしょうか。	市は開放を積極的に推進する考えであるが、当面は開放の対象が地域の団体のため、過度の防犯業務は想定しておりません。
220.	P41 2 (1)	防犯警戒業務	本要求水準書に準拠することにより、本 PFI 事業により整備される 4 校とそれ以外の市の小中学校では防犯警戒の状況について大きな差異が生じると思いますが、市はどのようにお考えでしょうか。	本事業の対象である 4 校とそれ以外の小中学校とは状況に相違があることは認識しております。
221.	P41 2 (2)	防火・防災業務	機械警備における「直ちに関係機関に通報」の解釈ですが、信号の受信を以って「通報」とするか、現地確認の結果を以って「通報」とするかのご質問についてご質問させていただきます。	現地確認の結果を以って「通報」と考えております。
222.	P41 2 (2)	防火・防災業務	消防法に基づく防火管理者選任及び、消防計画届出は市側となるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
223.	P41 2 (2)	防火・防災業務	「地震や風水害による災害が発生後、速やかに処置を行なうこと。」とありますが、『処置』とは具体的にどの程度までの処置を意味するのでしょうか。	回答 221 を参照してください。
224.	P41 2 (2)	防火・防災業務	自身や風水害による災害が発生後、速やかに処置を行うこと。」とありますが、処置とは、連絡、報告、立入禁止処置等危険防止の観点での処置と解釈して宜しいですか。	ご質問のとおりです。
225.	P41 (2) 2	防火・防災業務	避難訓練の実施は、教職員の主管により実施されとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
226.	P42 3	安全管理業務要求水準	「開校時間以外の防犯・警戒業務は機械警備を標準とする。」とありますが、「資料 1 3 必要機能・什器備品等リスト」で機械警備の設置・整備対象となっていない玄関や門扉などの開校時間外使用時の戸締り管理は、市教育委員会の職員が行なうということではよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
227.	P42 3	安全管理業務要求水準	「開校時間以外の防犯・警戒業務は機械警備を標準とする。」とありますが、機械警備の場合、管理上発生する費用として、一般的には毎月の監視料（定額）と不法侵入者など異常が発生した場合に警備員が現場へ出動する費用（発生都度）があると思いますが、異常発生時に警備員が出動する費用は、都度市へ請求でよろしいでしょうか。	事業者側負担と考えております。
228.	P43 1	備品等保守管理業務の対象	管理対象となる什器備品等は資料 13 および資料 19 を参照し、説明会にて示された通り、机や椅子および資料 21 の給食室消耗品は市側の管理と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
229.	P43 1	備品等保守管理業務の対象	生徒使用の清掃用具・ゴミ箱・グラウンド用整備機器・ライン引き・草刈用具は市側支給品となるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
230.	P43 1	備品等保守管理業務の対象	既存の備品の移動による継続使用の場合、それぞれの備品の耐用年数及び使用年数は提示頂けますか。	備品の更新については市で対応します。
231.	P43 2(1)	什器・備品等引越業務	ここで想定される引越作業は今回の校舎整備の工程上発生する引越しを示すものですか、それとも学期や年度毎に定期的に引越し業務が発生するものですか。また、その場合の頻度と規模を明示願います。	校舎整備の工程上発生するものと考えております。
232.	P43 2(1)	什器・備品等引越業務	「既存の備品等で指定されたものを指定の場所に移動する。」とありますが、日常的な学校のカリキュラムや行事の時ではなく、改築あるいは改修に伴う移動と解釈して宜しいですか。	ご質問のとおりです。
233.	P43 2(2)	備品等保守点検及び更新業務	不具合の生じた備品の正常化に向けた措置とは、具体的にどのようなことをするのでしょうか。	備品としての機能を満足できる状態を維持することを考えております。
234.	P43 2(2)	備品等保守点検及び更新業務	備品類の更新時期は事業者側判断で良いのでしょうか。	回答 109 を参照してください。
235.	P43 2(2)	備品等保守点検及び更新業務	経常修繕と有りますが、経常修繕の内容についてはご明示頂けますか。	回答 233 を参照してください。
236.	P43 2(2)	備品等保守点検及び更新業務	「正常化に向けた措置」について記述されていますが、要求水準書（案）の P 2 3 末尾に「耐用年数を想定する対応」が記載されているように、事業者が善管注意義務を果たしているにも拘らず、第三者・利用者あるいは不可抗力等で備品が使用不可能になった場合の対応業務と費用負担は含まれないとの理解で宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
237.	P43 2(2)	備品等保守点検及び更新業務	「整備した備品等の管理を行うとともに、不具合の生じた備品については正常化に向けた措置を行う。」とありますが、学校関係者、第三者により引き起こされた故障や損傷の復旧費用は、保守管理業務費用に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	回答 236 を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
238.	資料編 P6	資料 2 整備対象 範囲図【橋北中 学校】	橋北中学校の計画道路予定地側の一点鎖線は何を示してあるのですか。敷地境界線と考えてよろしいですか。	管理台帳上の管理ラインであり、敷地境界線ではありません。
239.	資料編 P6	資料 2 整備対象 範囲図【橋北中 学校】	橋北中学校の計画道路用地は工事時搬入ルートとして使用できますか。また、工事期間中、仮設校舎等を建てても支障ありませんか。	工事に伴い使用することは可能です。
240.	資料編 P6	資料 2 整備対象 範囲図【橋北中 学校】	橋北中学校の計画道路の着工予定日、完成予定日をお教えください。	回答 5 を参照してください。
241.	資料編 P6	資料 2 整備対象 範囲図【橋北中 学校】	橋北中学校の計画道路用地を道路が出来るまでの間使用するような計画は支障ありませんか。	回答 239 を参照してください。
242.	資料編 P8	資料 2 整備対象 範囲図【港中 学校】	範囲図にキューブ位置の記載がありませんが改築範囲と考えて宜しいですか。(「資料 3 整備対象施設概要」には記載あり)	ご質問のとおりです。
243.	資料編 P10	資料 2 整備対象 施設現況図及び 整備対象【富田 小学校】	富田小学校の敷地に隣接して富田地区市民センターがあり、当センターに車で来られる方は小学校の駐車場を利用していますが、学校の閉校時間・閉校日に当センターが開いている場合の駐車場の利用については、開放するのかどうか、どのようになりますか。 閉校時間・閉校日に駐車場を開放する場合、誰でも敷地内に入ることができるようになりますが、門扉の開閉、不法侵入者の発見などはどこが責任をもって行うのですか。	学校の駐車場は、あくまで学校利用者のためのものと考えております。
244.	資料編 P10	資料 2 整備対象 範囲図【富田小 学校】	富田小学校と富田地区市民センターとの境界線、出入り口が消えておりますが、どのように考えたらよいのでしょうか、ご教示願います。	現状では、敷地境界線に低いフェンスが設置されております。
245.	資料編 P98	資料 10 既存施 設配置図【南中 学校】	南中学校の敷地内、北西部に近年設置したと思われるポンプ用制御盤が現場調査にて確認されましたが、整備対象範囲図、既存施設関係図書に明記されていないため関連設備ではないと思われるが、今回の整備事業とは無縁のものか問合せしたい。 (管理対象の設備であれば、関係図書を閲覧する必要あり。)	公共下水道施設のポンプ用制御盤であり、今回の整備事業の対象設備ではありません。
246.	資料編 P98,100 104,107	資料 10 既存施 設配置図	各 4 校に接する道路のうち、幅員の表示のないものにつきまして、幅員をお示し下さい。	お手数ですが、詳細な数値等については道路管理者にてご確認願います。
247.	資料編 P106	資料 10 既存施 設配置図【港中 学校】	106 ページが 105 ページと同じ 1 階平面図となっています。2 階 3 階平面図についてご指示ください。	別紙 4 を参照してください。
248.	資料編 P106	資料 10 既存施 設配置図【港中 学校】	港中学校の 2 階・3 階の既存施設配置図がありませんが、公表していただけますか。	別紙 4 を参照してください。
249.	資料編 P106	資料 10 既存施 設配置図【港中 学校】	1 階が重複しています。又、2 階の配地図をお示しください。	別紙 4 を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
250.	資料編 P111	資料 11 整備対象施設整備業務範囲	改修校舎の備品の引越しの作業区分をご教示下さい。	改修工事において、事業者の提案により引越し作業が発生する場合には、事業者側の負担とします。
251.	資料編 P111	資料 11 整備対象施設整備業務範囲	表中の調査項目の耐力度調査とはどの建物を指すのですか。改築・改修以外の既存建物についても実施するのですか。	改築対象の施設を指します。 ・南中学校：体育館 ・港中学校：校舎 ・富田小学校：給食室
252.	資料編 P111	資料 11 整備対象施設整備業務範囲	表中の外構における建物周辺とはどの程度の範囲を指しますか。また、どのような整備業務を想定されていますか。	建物を改築するにあたり、掘削等で影響の出る範囲を考えております。
253.	資料編 P111	資料 11 整備対象施設整備業務範囲	改修項目のうち、「一般改修」の適用建物は、提案者の判断によると理解して宜しいでしょうか。	資料 3 の「整備対象施設概要」の改修対象施設です。ただし、体育館の屋根の葺き替えは、部分改修可とします。
254.	資料編 P111	資料 11 整備対象施設整備業務範囲	「リニューアル改修」の適用範囲は各室の間仕切変更、用途変更を伴う部分にのみとし、適用は提案者の判断によると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
255.	資料編 P111	資料 11 整備対象施設整備業務範囲	改修工事の x について、x の部分に改修工事を提案した場合は加算要素になりますか。	x の部分はあくまでも事業範囲外と考えております。
256.	資料編 P111	資料 11 整備対象施設整備業務範囲	仮設については「PFI 事業者が仮設を必要と考える場合のみ PFI 事業者の範囲」と記載されていますが、富田小学校は「（事業者の範囲）」となっています。富田小学校は仮設を必ず行うと理解してよいですか。	ご質問のとおりです。
257.	資料編 P113～115	資料 12 整備対象施設の要求諸室	中学校は将来とも給食関連室は不要としてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
258.	資料編 P113～115	資料 12 整備対象施設の要求諸室	中学校に於けるオープンスペースでは学級のまとまりを越えた教育を考えていらっしゃるのですか。また、そのスペースには特別な備品等の設置を想定されていますか、ご教示願います。	確保の考え方はご質問のとおりです。また、可動間仕切り等でフレキシブルに運用できる空間を考えております。
259.	資料編 P113～116	資料 12 整備対象施設の要求諸室	ウェットコーナーとはどのようなことをする場所ですか、ご教示願います。	水栓・流しを持つスペースです。
260.	資料編 P113～116	資料 12 整備対象施設の要求諸室	校舎 学習（教室）ゾーンのウェットコーナーとは具体的にどのようなものですか。	回答 259 を参照してください。
261.	資料編 P113～116	資料 12 整備対象施設の要求諸室	各 4 校のオープンスペースにはそれぞれ想定規模、室数が定められていますがオープンスペースは室ではないと考え、トータルで「想定規模×室数」分の面積を適宜確保すると考えてよろしいでしょうか。	確保する総面積の考え方は、御理解の通りで結構です。確保の考え方は事業者の提案によります。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
262.	資料編 P113～116	資料 12 整備対象施設の要求諸室	各校の想定規模（南中：7,800～8,200㎡、橋北中：2,300㎡～2,500㎡、港中：4,900㎡～5,200㎡、富田小：4,600㎡～4,900㎡）について、これらの面積より下回ること、または上回することは可能ですか。また、可能であれば、どの程度まで可能かご教示下さい。	想定規模はあくまでも目安であり、要求諸室の面積を確保できれば可とします。
263.	資料編 P116	資料 12 整備対象施設の要求諸室【富田小学校】	表中の項目欄、学習（教室）ゾーン【改築校舎】の各室面積合計に、共用部・便所などを想定で加算しても、改築想定規模（4,600～4900㎡）に対して及びません。この面積差は、【改修校舎】のなかに一部改築校舎が含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。また、想定面積の取り扱いについては、回答 261 を参照してください。
264.	資料編 P117	資料 13 必要機能・什器備品等リスト	暗幕・カーテン・ブラインドは事業者負担となるのか。又、負担となる場合の仕様はあるのでしょうか。	事業者側負担と考えております。また、仕様については事業者側の提案によります。
265.	資料編 P117	資料 13 必要機能・什器備品等リスト	学習机・椅子等の市側からの備品の管理は別途となるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
266.	資料編 P117	資料 13 必要機能・什器備品等リスト	傘立ては固定物とするのか。又、仕様はあるのでしょうか。	事業者の提案によります。
267.	資料編 P117	資料 13 必要機能・什器備品等リスト	畳交換は事業者側負担となるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
268.	資料編 P117	資料 13 必要機能・什器備品等リスト	LAN設備、印（将来設置・整備可能な対応）とは配管及び情報コンセントの設置とし、将来配線が可能な状態までとの理解でよろしいのですか。	ご質問のとおりです。
269.	資料編 P117	資料 13 必要機能・什器備品等リスト	「教壇」とは、ひな壇および教卓双方を意味するのでしょうか。	教卓は別途と考えております。
270.	資料編 P117	資料 13 必要機能・什器備品等リスト	既存施設から転用するものは無いと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
271.	資料編 P117	資料 13 必要機能・什器備品等リスト	記載されています什器・備品について、仕様・数量はいつごろ提示頂けますか。	特別な要求がある場合には、二次募集要項等と同時に公表します。
272.	資料編 P117	資料 13 必要機能・什器備品等リスト	記載のリストで、リースや割賦の対象となるものを、リース、割賦で調達してもよろしいのですか。	可能です。
273.	資料編 P118	資料 14 仕上げ表（参考）	7月30日の説明会の席上で、仕上げ表は八郷小学校が参考になっていると説明がございました。八郷小学校の図面を公表していただけますか。	希望がある場合には申し出てください。
274.	資料編 P118	資料 14 仕上げ表（参考）	表がよく見えないので、きれいなものを頂けますか。	希望がある場合には申し出てください。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
275.	資料編 P155	資料 16 整備対象施設維持管理業務範囲	工事期間中の残存施設並びに、仮施設の維持管理業務は市側と考えて良いのでしょうか。	残存施設は、改修施設の維持管理業務が始まる時点からは事業者側となります。
276.	資料編 P155	資料 16 整備対象施設維持管理業務範囲	残存施設は故障・クレーム対応のみで修繕は業務外と考えてよいのでしょうか。また、緊急性があり費用が発生した場合は別途請求できると考えてよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
277.	資料編 P155	資料 16 整備対象施設維持管理業務範囲	安全管理業務の内、その他付帯業務の内容を明示してください。	運営上現場において生じる、軽微な作業を考えております。
278.	資料編 P155	資料 16 整備対象施設維持管理業務範囲	表の残存施設に関して、各業務のクレーム対応について注釈で「保守点検業務のみ事業者の費用負担で行う」とありますが、残存施設は市の施設のため、業務にかかる費用は事業者が市に請求すべきものではないのでしょうか。事業者負担とする理由は何でしょうか。	改築・改修・既設施設はすべて市の施設です。また、各施設とも一律となる保守点検を遂行するために、事業者側の負担としております。
279.	資料編 P155	資料 16 整備対象施設維持管理業務範囲	が付されていない項目は事業者の業務範囲外との理解で宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
280.	資料編 P156	資料 17 関連法定点検一覧	電気主任技術者が必要な場合、第三者等外部への委託は可能でしょうか。	可能です。
281.	資料編 P156	資料 17 関連法定点検一覧	エレベーター保守点検について、故障時等の修理費用は市側負担となるのでしょうか。	機器故障に起因する場合は事業者側の負担と考えております。
282.	資料編 P156	資料 17 関連法定点検一覧	環境衛生業務の実施者は「市」となっているが、費用負担も市と考えて良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。
283.	資料編 P156	資料 17 関連法定点検一覧	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境測定等は、適用されるのか。又、適用される場合、業者側の実施となるのでしょうか。	小学校・中学校とも述べ面積 8,000㎡以上で適用となりますが、4校一律の維持管理を考えておりますので、面積が達しない学校も同等の維持管理を考えております。測定の実施については平成 15 年 8 月 19 日公表の特定事業仮契約書(案)約款第 29 条を参照してください。
284.	資料編 P156	資料 17 関連法定点検一覧	電気設備関係の電気工作物保安業務について、電気主任技術者は市の職員が選任されるのでしょうか、それとも、事業者から選任するのでしょうか。	事業者側にて選任していただくことを考えております。
285.	資料編 P156	資料 17 関連法定点検一覧	電気設備関係の電気工作物保安業務について、業務周期が年 6 回となっていますが、現在の保安規定でそう定めているのでしょうか。	現状行っている回数をもとに作表しておりますが、法定点検については関連法規を満足していただければ良いと考えております。
286.	資料編 P156	資料 17 関連法定点検一覧	防災設備関係の防火、排煙設備に関する保守点検業務で、業務周期が 3 年に 1 回となっていますが、消防庁告示第 3 号では機器点検(外観機能点検)を年 2 回、総合点検を年 1 回実施しなければなりません。これではよろしいのでしょうか。	回答 285 を参照してください。

整理	質問箇所 ページ等	項目	質問内容	回答
287.	資料編 P156	資料 17 関連法 定点検一覧	搬送設備関係のエレベーター保守点検業務で、業務周期が年2回となっていますが、法的には年1回であります。年2回行う場合の業務の仕様内容は、それぞれの程度のものを想定しているのでしょうか。	回答 285 を参照してください。
288.	資料編 P156	資料 17 関連法 定点検一覧	電気工作物については、保安規程にて1年に1回停電検査を実施する規程を定めることが一般的で、常時電源を必要とする機器については点検時に発電機などを準備してその電源の確保をします。仮に、学校側で設置する常時電源が必要な機器が、提案時には明確にされておらず提案の後に判明した場合などは、点検時にその電源を確保するために発電機などを準備する費用は、提案時の費用に上乗せできるとの理解でよろしいですか。	回答 15 を参照してください。なお、事業者側の提案にて当該設備を設置した場合、それらにかかる点検費用は事業者側の負担とします。
289.	資料編 P157	資料 18 日常清掃業務対象	諸室内什器備品の清掃業務も含むとあるが具体的にどのような部分なのでしょう。	対象諸室内の書棚等の清掃と考えております。
290.	資料編 P158	資料 19 給食室 備品リスト（富田小）	移設予定の備品についてのメンテナンス及び一時移動・保管業務についても事業者業務に含まれると考えればよろしいですか。	ご質問のとおりです。
291.	資料編 P158	資料 19 給食室 備品リスト（富田小）	リストの備品をリースや割賦で調達してもよろしいですか。	可能です。
292.	資料編 P160	資料 21 給食室 消耗品規格	これら消耗品の補充等の維持管理は除外して良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。
293.	資料編 P161～166	資料 22～27 モニタリング項目	モニタリング項目及びペナルティポイントの記載がありますが、具体的判断基準があるのでしょうか。[水溜り対応などは発見から対応までの時間によりペナルティが課せられるのか。また、家具・備品の埃・指紋等が無いことが項目に挙がっているが、どう判断してペナルティが課せられるのか詳細な基準は。]	現在の供用している状態程度を考慮しており、際立った落ち度が無ければ、常識的な範囲の中で判断します。
294.	資料編 P161	資料 22 建築物 保守管理業務モニタリング項目	ガラスの破損の修繕にかかる費用は、事業者の責めによらない場合は市の負担ですが、閉校時間中に発生し原因がわからない場合の修繕費用も市の負担でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
295.	資料編 P164	資料 25 清掃・衛生業務モニタリング項目	鼠・害虫等の駆除の実施頻度については、「学校環境衛生の基準」では特に設定はありませんが、実施頻度は事業者提案でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
296.	資料編 P164	資料 25 清掃・衛生業務モニタリング項目	「環境衛生基準に関する検査により是正が必要な場合は迅速な判断により対処する」とありますが、例えば、業務要求水準の業務に含まれていない「水泳プールの管理」などに関して、事業者が是正のための対処をする場合は、その費用は、都度打ち合わせのうえ決定し、市の負担とすることでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

整理	質問箇所 ページ等	項 目	質 問 内 容	回 答
297.	資料編 P164	資料 25 清掃・衛生業務モニタリング項目	落書きについての対処で、「永久的な解決策が完了するまで一時的に隠す」業務と「永久的な解決策が判断され次第速やかに処置を施す」業務がありますが、それぞれにかかる費用は都度打合せのうえ金額を決定し、市の負担とすることによろしいですか。	ご質問のとおりです。
298.	資料編 P165	資料 26 安全業務モニタリング項目	「管理上認められていない鍵が使用されている疑いがあるときは錠を変更」とありますが、変更する費用の負担先は、市になりますか、事業者になりますか。鍵の複製については、いつ行われるか明確にはできません。負担先を決定する根拠をご明示願います	回答 200 を参照してください。
299.	資料編 P165	資料 26 安全業務モニタリング項目	「管理上認められていない鍵が使用されている疑いがあるときは錠を変更」とありますが、「疑いがあるとき」とは「明確には説明できないが、少しでも疑わしいことがあったと事業者が判断したとき」ということですか。それとも、「疑わしいことを明確に事業者から市へ説明できるとき」ということですか。できましたら、具体的な例でご説明いただけますか。	「疑わしいことを明確に事業者から市へ説明できるとき」と考えます。
300.	資料編 P167	別紙既存施設関係図書等一覧表 他	南中学校には、合併処理施設があるようですが、これは、既存施設として残るのでしょうか。もし、残る場合は設備清掃業務等が必要になると思いますが、その業務は既存の管理会社がするのでしょうか。それとも今回の事業者がするのでしょうか。資料 17 関連法定点検一覧表の業務項目にないため、確認のためにご質問いたします。	南中学校・富田小学校は、今回の事業にて公共下水への接続となるため、既存の処理施設の取り扱いについては事業者の提案によります。
301.	資料編	現況測量図	資料に現況測量図（高低差を含む）が敷地資料に含まれておりませんが、別途ご提示頂けるのでしょうか。	回答 8 を参照してください。